
平成26年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成26年6月13日 (金曜日)

議事日程 (3)

平成26年6月13日 午前10時00分開会

日程第1 一 質 般 問

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・子ども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 1 3 名

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

日程第3. 一般質問

○議長 横尾 武志君

まず11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

皆様、おはようございます。11番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

まず通告書に従いまして進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1番に在宅者のための福祉サービスガイドについてでございます。これは、芦屋町が発行しておりました、広報あしやに折り込みで入っております中から質問をさせていただきます。その中にはいかい高齢者SOSネットワークの中に折尾警察署と遠賀郡4町、中間市の関係機関等が連携を取り、徘徊高齢者を速やかに保護できるようにする仕組みがあると書いてあります。その内容について、尋ねます。1、具体的内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

「遠賀中間はいかい高齢者SOSネットワーク」は、平成15年度から制度が運用されたもので、家族などが、徘徊が心配される高齢者を事前に登録することから始まります。登録カードは、折尾警察署、遠賀郡の各町や中間市役所でございますので、そのカードに登録者の写真の貼付、必要な情報を記入していただき、提出していただきます。そのうえで、カードは折尾警察署で一括管理されます。

登録者が徘徊によって行方不明になった場合、家族から町や折尾警察署に連絡があります。その情報を折尾警察署で集約し、折尾警察署から管内の関係機関へカードがFAXで流されて、関係機関がカード情報を把握することで徘徊高齢者を速やかに保護する制度でございます。

折尾警察署からは、過去の事例として、夜間に高齢者が一人でいれば不自然さが際立ち、タクシーやコンビニエンスストアからの通報で保護されるケースが多いことが報告されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この中に家族などが徘徊が心配される高齢者を事前に登録するとありますが、その登録の周知というのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今回配布しましたサービスガイドのほかに、広報あしや町のホームページに登録を促す内容を掲載しているほか、民生児童委員やケアマネージャーへチラシを配布し、機会をとらえ、登録していただくようお願いしています。広報あしや6月1日号でも紹介しています。

また、福祉課の窓口で相談を受ける際にも登録のご案内を行っているような状況でございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、情報を登録するカードの内容はどのような内容のものでありますか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

登録者の写真、住所氏名、生年月日や電話番号のほかに登録者の身体的特徴、かかりつけの医師の情報、緊急時の連絡先、電話番号、こういったものが情報の内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そのカードは、先ほどの説明の中に折尾警察署で一括管理され、登録者が行方不明になった場合、折尾警察署から管内の関係機関へFAXで流されるとのことですが、今回、国が問題視しているのは、これは新聞の中からですが、全国の警察が2013年に受理した認知症の行方不明者は1万322人で集計を始めた12年より715人ふえたことが、5日警察庁のまとめでわかったと言われております。

大阪で保護された身元不明の方は、仮の名前のまま介護施設で暮らしていた認知症の82歳の男性について、毎日新聞が先月報じておりましたが、徳島から大阪へ不明になって13年間ということと、その他の女性の方ですが、7年ぶりに夫と再会を果たしたというのが、これはやはり、管外に出ているってことになるわけですね。だから、管外への情報はどのようにになるのか、このようなケースは今から高齢者がふえていくわけですから、あり得ることだと思いますので、管外への情報はどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本年4月から、福岡県内の災害情報などを提供する「防災メールまもるくん」を福岡県が改修しております。そこで、徘徊、行方不明者があった場合、各自治体はその情報を「防災メールまもるくん」へ登録することで、県内の「防災メールまもるくん」の登録者、携帯電話とかに登録している方に配信できるようになりました。

福祉課では徘徊高齢者対策の一環として、民生児童委員の協力も得ながら、家族などから通報があれば同意を得て利用するよう検討しておりますので、26年度内に運用を図るよう考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今回の不明者の問題を大きく国も考えておまして、このたび警察は行方不明者届を家族から受理すると住所や氏名など15項目を聞き取り、行方不明者照会システムに登録を今まではされてきました。ところが、このような職務質問や交通違反取締りで届出が出ている相手か否かの確認に使い、迷い人を保護した際も利用していたが、氏名がわからないと検索できない難点があったということで、このためこれとは別に28項目の手がかりを入力する身元確認照会システムを運用、氏名だけでなく体型、頭髪、血液型、着衣、所持品からも照会できる。いずれのシステムも全国の情報が共有されているということで、これがまた、追って自治体におりてくるんではなかろうかと思いますが、この点はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員がおっしゃられましたように、現在のところは私どもにその情報というのは、ま

だ届いておりません。基本的に行方不明ということになると、最終的には警察の責任の範囲で行われますので、まずは遠賀中間SOSネットワークにつきましても折尾警察署が事務局になっておりますので、基本的には徘徊だけでなく行方不明者、総合して警察署が主体となってやっていくというのが基本的な姿でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それとともに、地域で何か手立てはないものですか。みなさんで、ちょっと注意をするような、喚起を促すような、住民に対するお願いというのか、そういったものが何か考えがありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員が申された趣旨というのが、まったく今回策定しました地域福祉計画の趣旨で、必要な方がおられたら地域で見守って行こうという仕組みというのか、形になるのではないだろうかと思っています。そのために、現在、地域福祉計画で区長会を始めとして各種団体のところに今、福祉課で出かけております。地域で見守りを含めて、何か普段と違うことがあれば、民生委員、公的機関につなぐようにご協力してください、地域での安心安全に努めてくださいということと取り組んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2点目の芦屋町の認知症高齢者数と対象となる徘徊が心配される認知症高齢者数はどれくらいでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症という診断を受けた高齢者の数は把握はできませんけども、要介護者が認定を受ける手続きから推測しますと、医師が日常生活自立度を尋ねるものがございます。この判定基準のランクⅡ以上が、「日常生活に支障をきたすような行動」、「意思疎通の困難さが認められる」などの認知症の症状が見られるとされています。

26年4月末現在、介護認定者が芦屋町には843人おられます。このうち456人が日常生活に支障をきたす行動、あるいは意思疎通の困難さが認められるランクⅡ以上の方です。また、要介護認定をお持ちでない認知症の方もおられることが見込まれますので、実数は、この数字をやや上回ると想定されております。

それから、徘徊が心配される認知症の高齢者の数については、今度は認定調査に徘徊行動を尋ねる項目があります。これを集計した結果、ときどき徘徊する人を含めて11人が徘徊が心配される認知症の方と考えられます。要介護認定を持たない方もおられるとすれば、人数はふえるかもしれません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

続きまして、搜索団体等に必要な情報を提供するとなっておりますが、その団体とはどのようなものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

折尾警察署管内のタクシー会社、コンビニエンスストア、交番、警ら中のパトカー、遠賀郡四町、そして中間市でございます。

先ほど申しましたけれど、提供する情報については、写真が貼付してある登録カードを折尾警察署が搜索団体などへFAXで提供してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

4点目の利用手続きに「登録カードの提出」となっておりますが、現在の登録数はどれくらいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の現時点における登録者数は5名でございます。参考までに郡内の状況を申し上げますと、水巻町が同様の5名、遠賀町7人、そして岡垣町43人です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今、人数の報告いただきましたが、岡垣町は43人と他町に比べて多いようですが、登録基準が何か違うのか、幅広く運用されているのか。それから、今まで芦屋町の方で活用した方はおられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、登録基準につきましては、違うのかという同一の登録基準がないというのが実態でございます。認知症と疑われるとか、認知症で登録を希望する家族の方がおられれば、その町で登録していただくということですので、具体的にこうじゃないと登録できないという線がございませんので、そこは各町の取り扱いが違っている状況でございます。

それから、制度ができた平成15年ころ、芦屋町で1件搜索の事案があったようですが、近年では搜索の事案は発生していません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

先ほど、11名の方とありましたので、残りの6人の方がなぜ登録されていないのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

6人の方を含めてなんですけども、窓口で登録とかご案内をさせていただいておりますけども、家族の方が様々な理由から登録をご遠慮されているような現状がございます。

しかしながら、最近、新聞にも掲載されておりますけども、認知症高齢者の徘徊というのは、家族にとっても本人にとっても、事故が起こったり、行方不明が長期化すれば、非常に悲しいことにつながります。このため、事故などを防ぐためにも、今後ともマンパワーに頼らざるを得ないと思うんですけど、窓口で相談に来られた際は、家族のご理解をいただくよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

何事もない時はよろしいんですが、たて続けに2件ほど大きな事案が全国に報道されておりましたので、やはり介護認定者が843人いらっしゃるということで、要介護認定の方はそれからまた下がるわけではございますが、何事もないことが一番いいことではあります、やはり最悪のことも考えて、そういった勧めをしていただければいいかなと思っております。

13年間行方不明の方は、7年で時効になるみたいでお葬儀を出されたと書いてありましたので、しかし、現実に見ていないので家族はそれを認めることができなかったというですね。やはり、心に傷が残りますので、できるだけ多くの方がそういった事故に遭わないように今後、地域包括ケアシステムの構築もございますので、その中で大きく検討していただきたいと思っております。この問題については終わります。

続きまして、大きな件名2、父子家庭支援についてお尋ねいたします。本年4月にひとり親世帯を支援する関連法が改正され、父子家庭支援が拡大されたと聞いておりますが、改正された内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

お答えいたします。現在、開会中の国会におきまして「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布されました。

このうち父子家庭関連で申し上げますと、「母子及び寡婦福祉法の一部改正」として、今般、父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、ニーズが高い福祉資金の貸し付けについて、父子家庭でも借りられるよう、父子福祉資金の貸付制度が創設されます。また、これまで予算や運用で実施されてきた就業支援、母子自立支援員による支援等が、法律で「父子家庭に対する福祉の措置」として明記され、父子家庭がおおむね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけられております。また、これらにより、法律名が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改称されております。以上の改正に係る施行期日につきましては、平成26年10月1日となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これまでは、母子家庭ということで長い間、母子中心でありました。これは、バブル崩壊前のことでありまして、私も聞いたことがあるんです。なぜ、父子家庭に援助がないのかと聞いたら、男性は全部の方が就労されている、だから、女性が離婚された場合において、就労したことがないので、手を差し伸べているんだということでありましたけれども、現在の経済状況におきましては、リストラに遭ったり、賃金カットに遭ったり、いろいろと経済が大きく変化したことに伴って、児童扶養手当も2001年くらいからつくようになりまして、随分助かったという声があがっております。

この中で、やはりこういった新しく制度が改正された時に、父子家庭のところにどのような連絡を周知徹底されるのか。また、ここには入れておりませんでした。母子家庭、父子家庭の数が把握できておりましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

父子家庭の世帯につきましては、芦屋町の児童扶養手当の受給世帯のうち、本年の1月時点で15世帯となっております。申し訳ありません。母子世帯については、今データを持ち合わせておりませんので、後刻ご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、制度の周知でございますが、これにつきましては、広報やホームページ等の媒体を使いながら、また児童扶養手当の支給世帯の方々を含めてご案内をしていきたいと考えておりますし、町内には、母子寡婦福祉会などの団体もございますので、団体の皆様と連携をしながら制度についての周知をしていき、行政としても支援をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

15世帯ということでございますので、現在、母子家庭は全国で約123万世帯、父子家庭は約22万世帯いらっしゃるということで、父子家庭への支援は、今までほとんど存在しなかった。だから、困窮する父子家庭においては、生活保護を受けるか子どもを児童養護施設に預けて仕事をするかという、苦渋の選択を迫られていたという現実があつて、このたび大きく改正されたことについて、全国父子家庭支援連絡会の会長さんもほんとに大きな前進であると。また、母子福祉資金貸付制度もこれが父子家庭にも拡大されたということでございますので、このこともあわ

せて周知徹底をお願いしたいと思います。

次に行きます。2、父子手帳の交付は考えがございませうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

父子手帳の交付につきまして、お答えいたします。

父子手帳とは、就学前の子どもと母親の健康管理を目的とした「母子健康手帳」の父親版といわれるものでございませう。母子の手帳につきましては、母子保健法に基づき妊婦の届け出に応じて市町村が交付するもので、厚生労働省令で様式が定められていますが、これに対して父子手帳に関しては法的な発行義務がございませう。

国においても全国的な発行状況についての調査はされていませうようですが、12都県で独自に発行し、今年度も新たに発行する県があり、また、一部の政令市などでも独自に発行しているとの新聞報道もございませう。

最近、育児をする男性「イクメン」という言葉が話題になっているように、父親の育児への注目度があがり、新米のパパを応援する「父子手帳」を発行する動きにつながっているものと考えております。

これらの父子手帳は、オムツがえのしかた、育児の基礎知識や子育て支援サービスの紹介、妻との関わり方などを内容とした、父親になる方向けのハンドブックとして、母子健康手帳と同時に発行されていることが多いようございませう。20年ほど前から市販物も発売されているようございませうが、最近では地域の特性を生かし工夫したものを独自に作成し、配布する自治体が少しずつふえているものと考えられます。一部の自治体では、有料で頒布しているようございませう。

父子手帳などの啓発冊子を町が独自に作成するのは、必要部数が少なく、そのため作成コストがかさむため、県などにおいて作成したものを町が必要部数を確保して配布するのが現実的ではないかと考えておりますが、福岡県では現在発行されていないのが現状です。

町といたしましては、若いパパやママへ子育て支援に関する情報を効果的に発信することが課題となっておりまして、益田議員が指摘されます「父子手帳」も情報発信ツールのひとつと捉えて、子育て支援の観点から情報発信できるよう、体制づくりを進めたいと考えております。

以上でございませう。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

新聞報道で広がる父子手帳ということがございませうましたが、私はこれはあまり重視したくはなな

ったんですね。ただ、女性でも子育ては大変なんですね。母子手帳は、母子保健法に基づき、先ほどおっしゃったように妊婦の届出に応じて市町村が交付するもので、厚生労働省令により様式が定められているということなんですね。女性でも大変なので、父子家庭の父子手帳というのは、やはり子育てに対する、また健康に対する、先ほどおっしゃいました情報発信をできたらやって行きたいということですが、そういったものが父子家庭は、母子家庭よりも特に必要になってくるのではないかな。

男性の方は、なかなか聞きにくいんですね。他の方に聞くってことも難しいし、女性の方に聞くのも。やはりいろいろあると思いますのでね。その観点から私は、父子手帳が交付されたらいんじゃないかなという考えを持って今回質問させていただきましたので、情報発信できるような対策を講じていきたい旨のお話がありましたので、その点については、よろしく願いいたしたいと思います。

次にまいります。

件名3、訪問看護・介護時の駐車についてでございます。訪問看護等に行った時、訪問車両の駐車に苦慮されている実態があるようですが、1、苦情、要望等はなかったのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

事業者から、福祉課や地域包括支援センターへ苦情や要望はございません。

この問題につきましては、道路交通法の駐車許可制度が平成19年9月に変更になったことに伴い、厚生労働省が20年度に調査を行っております。この調査結果をみますと、神奈川県が介護や看護事業者に対して、緊急時の弾力的運用を図っているようですが、福岡県では訪問介護等事業者であるからとして、特に弾力的な運用は図っておりません。

この問題については、保険者である福岡県介護保険広域連合でも事業者へ啓発を行っております。駐車違反、交通事故対策に対する課題があること、それから介護など事業者の訪問範囲が広域的であることなどから、基本的には県警単位での対応が基本となっているようでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、先ほど神奈川県の弾力的運用とおっしゃっていましたが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

神奈川県では、許可を受けようとする期間が2日を超えない範囲で、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認められるものについては、口頭で申請、許可を得る手続きです。具体的には、訪問先を所管する警察署に電話して即時に許可を得て、許可事項を記載したメモを車に貼付して運用しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

こういった制度が福岡県でもできたらいいなと私も思っております。

先ほどの要望、苦情等はあがっていないということでございましたが、私のほうには2件ほど耳にいたしましたので、聞き取りをしに行って参りました。1回聞いていたんですけど再度お聞きしたほうがいいだろうというのと、それからひとつは又聞きでございましたので、事業所に訪問いたしまして聞いて参りました。

その事例でございますが、一つは芦屋に子どもさん夫婦が住んでおられて、両親は北九州の団地に居住をされている方。ある日突然、夜中の1時ころ、お母さんから「血圧が異常に上がり気分が悪いため、救急車を呼んでほしい。」との電話があったので、急いで両親の元にはせ参じたそうです。日ころよりお父さんは目が不自由で認知症があり、お母さんは、難病とともに高血圧の持病があるとのことでした。はせ参じたものの団地周辺というのは、私も北九州に行ったことがあるんですが、駐車禁止区域がやはり多いんですね。その方も団地周辺は駐車禁止区域が多かったので、車をとめる場所が急いでいるために急を要するから禁止区域に止めてお母さんに血圧を下げる薬を飲ませて、下に下りて行ったらもう駐車違反の紙が張ってあったそうです。

当然、警察が回ってくれば駐車禁止のところですから、紙を張るのはむこうとしては当然の行為ですね。折尾署に行って事情を説明してもらえなくて、「駐車するところがなければ近くのコンビニにとめて、タクシーで行ってください。」と言われて哑然としたと言っていました。緊急事態にそんな、どこにコンビニがあるかもわからないのにコンビニにとめて、今度はタクシーを呼ぶのにまた時間がかかります。それよりもというのが、親子の関係ではないですかね。そういうことがあったので、反対にその方はこちらから事例を出して、「例えば道路に人が倒れているところに通りかかった。車をとめようと思ったら駐車禁止の場所しかない。しかし、人を助けるためには、とめて救急車を呼ぶしかない、それでもとめたら駐車禁止になるのか。」と言うと、

「そうですなります。」で、1万5千円を支払ったとのことでした。

しかし、他町から芦屋へと来られるケースもあるわけですね。事業所さんにおいては、芦屋の方は今はどこでも事業所を選べるようになっておりますので、その時にどう対応するのかという問題点が起きてまいります。

もう1件は、芦屋町で1事業所さんが、利用者さんからの緊急連絡を受けたので車で駆けつけ、車道の端の方にとめて訪問している時に追突をされたとのことでした。訪問先が救急車を呼んでの対応だったため、駐車違反としての扱いじゃなかったけど2点を取られたとのことでした。こちらの事業者さんは、芦屋町の事業者さんですね。水巻町への緊急訪問時にも昨年と今年と2回駐車違反となり、お金を支払ったとおっしゃってございました。事業所としては、急を要するときは人命を優先します。しかしながら、やる気をそぐし、複雑な心境ですよというお答えがまいりました。こういったことを考えて私は今回取り上げさせていただいたんですが、この点について連絡がなかったということですが、今後やはり、いろいろな連絡協議会等があると思いますが、その中で審議していただく方向性はいかがでしょうか。駐車の問題に関してですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課では、芦屋町の事業者さんだけなんですけど連絡協議会を持っております。その中で、課題、そういったものもお話させていただいております。また、地域ケア会議というのも取り組み始めましたので、この中でこういったものについて問題提起をさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2点目の在宅ケアの流れの中で訪問車両の駐車は避けられない問題だと思うが、何か方法、対策は考えられないのか、だぶっても構いませんのでご回答願います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状のところ、ご回答させていただきたいと思いますが、この問題につきましては、近隣の町にも確認しましたが、訪問介護や看護の駐車場所に関して相談があった場合は、サービス利用者の自宅の駐車場を利用するとか、公共施設を考慮しながら駐車違反とならないような場

所で駐車していただくように説明しているとのことでした。

本町においては、訪問介護などに関し、駐車場の確保に関する相談などは、先ほど申しましたように、これまでにあっておりませんが、仮にご相談があっても、同様の返答にならざるを得ないと考えています。

それから、今申し上げたんですけれども事業者との意見交換の場では、必要な場合は道路交通法に基づく駐車許可制度を利用していただくこと、それからサービス利用者宅の駐車場を利用していただく。適当な駐車場所がない場合は、近隣の方のご配慮をいただくようお願いするなど事業者の方に当面は努力していただくよう啓発してまいりたいと考えているのが現状の対策でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

芦屋町にも先ほど水巻町の問題を提起しましたけれども、芦屋町の町営住宅に高齢者がたくさんいらっしゃいます。これらの車両が駐車できるスペースはあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町営住宅、新しくできた新緑ヶ丘団地には、外来者用、お客様駐車場と言っていますが、外来者用の駐車スペースを確保していますので、在宅ケア等で訪問された場合には、この駐車場を利用できます。しかし、他の団地には、敷地面積の都合上、外来者用の駐車スペースは確保できていません。ですから、在宅ケア等で町営住宅に訪問した事業者さんに関しては、サービスを利用されている方の駐車場を利用していただくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

確かに新緑ヶ丘団地の6区画、当初は3区画くらいだったんですが、それでは足りないのではないかとということで、意見を述べさせていただいた記憶があります。その6区画の駐車場が、今一家の中で1台しか駐車するところがありませんので、ところが家庭においては2台、3台とありますよね。その場合において、この6区画の中にとめていらっしゃる方もあるようでございます。それが、民生委員さんの悩みでもあり、緑ヶ丘団地を管理されている方もよくそういった苦

情を申されます。だから、使うときに使えないという状況、あそこに斜線を引いて駐車禁止にされてありますので、そこでもやはりとめる方も多々あります。

こちらの緑ヶ丘団地、7街区は、以前建っている建物ですから、駐車は1台ずつ確保するのが精一杯だったんだらうと思います。しかし、どこかに車が1台とめられるスペースをつくって、介護用車両駐車場とする案はございませんか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

先ほども申しましたが、今現在、町営住宅に入居されている方も車の所有が1台、2台、多い方は3台ってような状況になっております。町営住宅は、もともと駐車場用地が一家に1台の確保しかできておりません。今現在、駐車禁止区域に駐車している車を取り締まるようなことを職員で行ったりしておりますけれど、なかなか新たに介護用の駐車スペースを確保するというのは、今現在、ちょっと難しい状況だと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今から、在宅介護ということで国は方向を示しておりますので、もっともっと介護車が芦屋町内を走ることになると思っております。その場合において、やはり今から対策を講じていかないと、対応できなくなるのではないかと。駐車違反で1万5千円を取られたら、もう家庭に行くどころか行きたくないという心境に、私はなるんじゃないかならうかと思っております。

次に地域包括支援センターはどうしておられますか。考え方はありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括支援センターとしましては、要支援の方の状況把握、調査、そういったことで利用者さんの家を訪ねることになるんですけども、基本的には、今の現状は利用者さんのお宅、お昼間訪問するものですから、駐車場が空いていることが多いので、そこのお宅を利用させていただいております。それが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

利用者さんのところが1戸建てで、駐車場があればいいわけです、何も問題は起こりません。ただ、1戸建てでも高齢者ひとりで車を置くスペースとかがないときは、どこかにやはりとめなくてはならない。それが全部事業所さんが、当然それは事業所さんが考えるべきではございますが、訪問した場合に指定された日時の訪問であれば、余裕があります。余裕を持って行動ができるわけですが、緊急を要する場合において、トラブルの可能性が今から出てくるのではないか、そう危惧するわけですね。だから、在宅介護に高齢化の進展とともにこれは避けて通られない問題であります。

先ほど、道路についてお話がありました。国道とか県道は道路交通法があって、規則がありましようから、これは国、県にやはり陳情をすべきではなかろうかと私も思います。ただ、もし町有地で売却するには狭い土地とかが、例えば土地があって家を建てるには用をなさない。そういった土地等があったとすれば、そこを何とか活用できないものかと思っておりますが、全体的に今後の取り組みについてよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今の話ずっと聞いておりまして、基本的には国の政策で、介護が今後ふえていくという中であれば、国がやはり何らかの対処、そういう緊急事態の対応の時に駐車違反したときに、それは問題ないというのを対処すればいいことと思っております。

2点目は、道路交通法の問題をクリアすべきだと思っております。今、福祉課長のほうにいろいろお話があったと思いますが、そういう連絡協議会の中で福祉課が調整する中で、そういう町有地の話が出てくれば、財政課としても対応したいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

財政課長がそのようにおっしゃっていますので、福祉課長いかがでございますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、財政課長が申されたとおり、福祉課としては現場の事業者さんと意見交換する中で、いい方法があればそれに向かって努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

件名4、子育て支援策についてお尋ねします。

本年4月から幼稚園児の保護者の所得に応じて保育料の負担を減らす、幼稚園就園奨励費補助制度が拡充されたと聞いておりますが、その内容はどのようなものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

お答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助制度は、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方自治体に対して、国が所要経費の一部を補助するものであります。

芦屋町では、「芦屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助限度額を基本として、国庫補助対象とならない世帯へは、町が独自に年額1万6,000円を補助しております。なお、この補助対象といたしましては、在園する園児の保護者に対しまして、保育料の減免をする設置者、いわゆる私立幼稚園のほうが補助対象となっております。

平成26年度につきましては、幼稚園就園奨励費補助金に関する国庫補助限度額が、つぎの内容で改定されています。まず、生活保護世帯に対して、補助限度額を就園人数に関係なく30万8,000円に統一されております。この30万8,000円は、私立保育園の保育料の平均単価として厚生労働省が公表している金額であり、理論上ではありますが、保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担が無償化されます。また、多子世帯の保護者負担軽減の拡充といたしまして、第2子の保護者負担を4分の3から2分の1へ改められた上で所得制限が撤廃され、第3子以降についても所得制限が撤廃されております。

これにより、小学校1年～3年生の兄・姉を一人有している場合の第2子に対する補助限度額が、同一世帯から二人以上就園している場合の第2子の場合と同じになるよう補助限度額が引き上げられ、本年度の町県民税額が21万1,200円を超える世帯の第2子に対する部分が新たに国庫補助の対象となり、限度額が15万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この問題については、私ももう少ししっかり勉強しないとわからない点がたくさんあるわけですが、この度の改正によりまして、生活保護所帯に関しては保育所と同様に保育料が無料になるという14年度からの改正になる。今まで、私立では7万8,800円支払っていたのが、14年度においては無償となる、ということでございます。

この問題なんです、無償になるんですが、父兄の方が持参するという形になるんですか。無償ということは、どんな体制になるんですかね。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、町においての就園補助金の交付につきましては、まず幼稚園が補助対象でございます、その条件といたしまして、幼稚園での保育料の徴収額を減免する、保護者に対して減免をするというのが条件でございます。従いまして、保護者に対して直接町が交付するのではなくて、幼稚園のほうに交付をする、幼稚園がその保護者の保育料を減免することで実行されるものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、最後でございますが、このように改正されたものにつきまして、父兄の方にどのような周知徹底をなさるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

周知につきましては、各幼稚園を通じて保護者の方へのご連絡ということになろうかと思いますが、一般的にも町のホームページ等を通じましてご紹介をしていきたいと考えています。具体的に申しますと、現在、町のほうでは各私立幼稚園のほうから申請書を受け付けているような状況で、それに伴いまして各家庭からも申請書類の提出を幼稚園ごとに取りまとめていただいております。それを受け付けまして、9月と翌年2月の2回に分けて町から各私立幼稚園へ補助金を交付する予定となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これで質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の一般質問が終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、6番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。

件名1、町並み、景観整備について。今からいろいろ質問し、意見を述べたいと思います。

まずは、①の街路樹から取りかかりたいと思います。街路樹はなんぞやと調べたところ、古くは「万葉集」、687年にこう記されています。「道の両側に果樹を植栽し、一つは旅人に日陰を与え、二つには秋に果実によって飢えを救う目的で、往還並木が意識的につくられた」とあります。海外では約3000年前にインドのカルカッタからアフガニスタンまでの経路に列植されたものが最初と言われています。その目的は、やはり同様に休息の場であり、貧しい人が飢えないようにとあります。しかし、現代に至っては、その定義は、景観の向上がまず筆頭にあげられ、防風、防塵、防火などの防災の役割や、騒音の低減、大気の浄化や暑さを防ぎ、ヒートアイランド現象の緩和などが主な街路樹の効果です。それとは逆に、街路樹の弊害として、毛虫などの害虫や大量の鳥による糞害や鳴き声、根あがりによる転倒事故、信号や道路標識を遮ったり、落下物、倒木による人身事故や物損事故に、落葉の苦情問題。そして、一番重要な事は、維持管理費がかかる。等々、あげたら切りがないほどです。むしろ数では、効果より弊害が勝るのではないかと思うほどです。

ということで、私たちの芦屋町では、第5次芦屋町総合振興計画の基本計画に、「街並みの美しさを創り出すために、地域に適した街路樹の育成を図ります。」と取り組みが述べられているが、

町内の街路樹はどのような計画で管理されているのかお尋ねします。一回目の質問です。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

お答えします。

町内の幹線道路に植えております街路樹の管理についてですが、予算の関係もありまして、基本的には4年～5年で芦屋町全体の街路樹を管理していくように考えております。

それ以外では、車の通行に支障のある場合など、通行車両及び歩行者の安全を確保するために剪定作業を行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

四、五年のサイクルとは驚いております。四、五年に1度の剪定ということでしょうか。そうすることで、町内の幹線道路上の街路樹は大変すごい状況になっています。ばっさりやっております。例えば皆さん、散髪にはどのくらいの周期で行かれていますか。町長。いつも大変ダンディーであります。月に1回ですか、2回ですか。

[町長回答]

私と一緒にですね。大石課長はどうですか。

[大石課長回答]

私は美容室に聞いたら2カ月だそうです。町長と一緒にですね。美容室にとっては、さほどよいお客さんではないようです。周りからもうるさいくらい髪の毛を切れと。やかましく言われ、やっとならばっさり切ります。それぞれ人の散髪の時期は経済的なものがまず優先すると思います。長さの好みの問題もありますし、時間的なタイミングもあります。芸能人なんかは収録があるから、大体いつも同じ髪型でそれを維持するには毛先をまめにカットしたりと、そういうことを聞いたりますが。

例え話が長くなっていますが、町内の街路樹、高木から低木にいたる街路樹の管理はこれに似たような状況だと思います。

そこで2回目の質問で、街路樹管理の年間費用はどれくらいなのか教えてください。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

本年度当初予算では、樹木管理委託料として270万円を計上しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

270万円という金額に対して、けちっとるかなあと、そんなことは言いません。国道や町道が入り混じっている中で、それぞれ道路ごとにお金の出所が違って来るわけですから。しかし問題は剪定方法にあるのではないかと思います。

例えば国道3号線からおりてゆめタウン過ぎの道路ですね。海に向かつてのまっすぐの緑ヶ丘の幹線道路。今度新しい住宅や、コンビニが建ち、その先の新設スーパーの通りです。ここは紛れもない芦屋町のメインストリートだと思います。あの通り沿いのイチョウ並木は、町道も国道も揃いも揃って、どうしてあのように強引に切っているのでしょうか。トーテムポールのように見えます。

僕は20代のころ、明治神宮の外苑のイチョウ並木がとても大好きでよく行ったものです。規模や樹形も違いますが、秋口にあそこを通るといつも明治神宮を思い出しますが。

そこで剪定のやり方など、もう少し景観に配慮できなかったのでしょうか。信号が見えにくい、電線に接触している、落ち葉がすごい、いろいろ苦情は聞いておりますが、あの切り方はやりすぎだろうと思います。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

基本的に先ほど申しましたように4年から5年のローテーションで剪定をしております。そのために剪定の際はですね、専門業者と協議をして、ただ切る、短く切るだけではなく、通行車両及び歩行者の安全を第一に見た目も考慮した中での剪定はお願いしてはおります。ただ、平成24年に中学校信号機付近でイチョウの枝により、市営バスのサイドミラーが割れたということがあります。イチョウにつきましては、このことも考慮したなかで、剪定をしているというのが現状でございます。

ただ、先ほど議員が言われましたように、落ち葉が落ちて毎日のように掃除していると、そういった苦情等も受けておりまして、われわれとしましては景観を配慮した中での管理をしていきたいと気持ちもございませけれども、現状のところはそういった形でやっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

イチヨウの木というものは、おだやかな透かし剪定が理想的だと聞きました。皆さんがよく知っている樹木医さんに私は聞いてきました。イチヨウの木は、もともと成長が早く樹勢、木の勢いですね、繁殖が強い木で、だからこそ街路樹として高度経済成長期に流行しました。こういう木を、激しく切ると、反発して強く暴れるそうです。枝を間引き、風を通し、光が入るようにしなければなりません。

今の状態で、激しく切り倒した、伐採した状態で長らく放置して、これが枝枯れが進んでいくと、倒木の恐れが出てきます。これは最低10年後に影響が出てくるということです。倒木する樹木のほとんどの原因が、剪定のやり方にあると言われていています。でかい木を、へんな時期にへんな切り方をすれば、腐朽菌が侵入する。これはキノコの一種で、これにやられると、年輪を侵食し空洞化になります。または、白アリにやられてしまいます。

今年の3月に広島県三原市の文化センター前で、16m、樹齢50年のポプラの大木が倒壊しました。女性二人に直撃し、一人死亡。もう一人は重傷という惨事が起きました。これは根元から倒れました。なぜ根元から倒れたか。根に傷ができて、菌が入り腐らせて木が死んでしまった。幹もスポンジ状態だったと。それで管理体制が問われる中で、わかった事は専門知識のない行政職員が、外観の目視のみだけで点検をやっていたということです。

全国各地でも、相次ぐ倒木事故が起きています。町内でも七、八年前に、芦屋の中央幼稚園のほうで発表会の最中に父兄の車3台に大木が倒壊したことがありました。あれは、白アリにやられたと聞いております。白アリにやられると、中身がスカスカになって、台風などの強風で倒木します。こういった倒木のリスクを避ける方法は太枝の切り方、これが大事だと。それと後処理をする。後処理というのは、切り口を消毒し、薬を塗るということです。

また、剪定に関して重要なことは、剪定する時期、切り方、その高さ、そして、後処理。これをしっかりやれば、倒木のリスクを回避できるということです。そういったことをこれらのイチヨウ並木には、なされているようには思えません。

また、高木の下枝を取る。車道側、路面より3.8m以内は切り落とすことが道路法上、義務付けられているようですが、実はこれは、枝を軒並み取るのは、木のためにはあまりよくありません。とにかく専門的な知識を要することですから、役場の職員にそのような知識があるなら、あんな切り方はしないのではないかと思えます。また施工者、業者にもプロの技術者がいなかったということではないだろうかと思えます。そして、あの幹線道路に関しては国と町道との移管が議案に今回あがっています。初日の質疑にもありましたが、移管後の管理についてどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

移管後の管理につきましては、道路付属物であります、街路樹及び道路照明灯などに関する内容につきましては、道路の移管により管理を変更することとなります。詳細については、今後の協議で詰めていきたいと思っております。内容がまとまり次第、再度、具体的な年次計画を練るように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

移管後の町道は大分街路樹が少なくなると思います。確実に業務量は減ります。逆に国や県道は仕事量がふえると思います。ただ県は、まあ国も含めて対応が遅いです。そして今まで同様の管理方法だとこのイチョウの木が大変心配です。

それと役場前の街路樹。信号や標識を隠していますね。緩やかな坂道だから、車から人が見えません。よくあの横断歩道前で、交通事故も発生しております。聞いております。

そこで町内のイチョウ以外の街路樹の種類と今後の植栽計画はあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

町内の街路樹のイチョウ以外ですが、中高木ではホルトノキ・ケヤキ・クロガネモチ・ヤマモモ・サクラ・ハナミズキといった種類を植えてあります。低木ではツツジ・アベリア・ツゲ・ツバキなどの種類を植えております。

今後の植栽計画についてですが、現在のところでは中高木を植えかえるまでの計画は考えておりません。ただ、低木ですが、現在芦屋橋の役場側、それと山鹿側ですね。植樹柵の一部にマツバギクが植えられております。これは、ボランティア団体の方が植樹され、管理までをさせていただいております。担当課としましては、景観的にも良く、雑草対策にもなるということで、他の地域でも試験的にこのような植樹を検討しており、ボランティア団体の方とも調整をしているところであります。

今後、道路の移管もありますので、そのことも考慮した中で、詳細を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

アベリア、これ大変目立っているのです、これについていろいろ調べてみました。低木の街路樹ですね。町内でも、釜の里周辺から山鹿小学校の正門前、山鹿公民館の道路沿いに、中木の下植えや生垣として植えられています。これがすごい状況ですね。枯れた枝や間伸びした枝で暴れています。造園の世界では暴れると表現するそうです。車目線だと、歩いている小学校の一、二年生なんかは、隠れて見えません。非常に危険です。そしてまたこうなっているのもみっともないし、この木もイチョウの木と同様に大変激しく、強い樹で、30年前にブームになり道路の分離帯に植えられました。

それで4月に裏千家の一行が釜の里を訪問しました。そのころはちゃんと剪定してあったそうです。剪定したそうです。しかし1カ月であの状態になる。これ、油断するとすぐ2メートルにもなるおそろしいやつなんです。

先週も山鹿のスタンドさんの付近で、剪定を町の臨職の方が作業をやっていましたが、あの高さの剪定だと、梅雨があけたらすぐ1メートルを越えると聞きました。やはり剪定のやり方がうまくない。これは強く刈りすぎたら花が咲かないし、反発する。本来は透かし剪定で、20～30センチの高さで幹を落とすと、きれいな低木のグリーンベルトができて上がります。

他の自治体でも、とても手ごわいので年に最低、2～3回の刈り込みが必要としております。ちなみに現在、この樹は、管理しやすいように品種改良され、20～30センチでいっぱいになるという物があるそうです。低くて、20～30センチの高さで横に広がるタイプがある。それに植え替えたらいいいんじゃないか。樹木医さんに私が話すと「何をおっしゃる、生き物ですよ。あいつら生きています。」と言われ、まあ人間の身勝手さを知らされた思いがします。

それと、山鹿のスタンドの付近のヤマモモですね。これは外観がいいように見えますが、数年前の台風から車道側に倒れています。あのあたりは、地下水が高く、根が安定していません。そして、近くの駐輪所の桜も大変残念なことをしています。あれには誰もが驚きました。花見の時期に、枝を落としてました。

街路樹は大変な、大事な観光資源ですよそこからやって来る人へのおもてなしだと思います。

町内の樹木の管理はどのようになっているのか質問します。

例えば、魚見や城山公園には珍しい木々がある。樹木に関する管理計画及び公園自体の管理運営についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

魚見公園、城山公園の管理状況につきましてご説明いたします。それぞれ造園業者と委託契約を行って、管理を行っています。

魚見公園の業務内容につきましては、月1回、園内の各施設の点検・巡視。年20回の清掃及びゴミ等の処分。年3回の園内の草刈除草。あと樹木へ薬剤の散布及び被害状況に合わせた適切な処置。中低木の剪定。年8回の梅の木の水やりを行っています。

城山公園の業務管理につきましては、中低木の剪定。広場2カ所の眺望に支障のある高木の剪定。年3回の園路周辺及び公園内広場の草刈り。年6回園内の清掃・倒木の処理及びゴミの処分。樹木薬剤及び散布。被害時の状況に合わせた適切な処置を行っています。

共に、毎月、作業日報を提出してもらい、業務内容の確認を行っています。

公園自体の管理につきましては、状況に応じて最低限の修繕等行っている状況になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

通告していなかったので、却下されるかと思いました。

どちらも維持管理費用は高額とは思いませんが、草刈りは年3回ということです。ちょっと少ないんじゃないかなと思います。そのせいか、どちらにいつ行っても荒れているように感じます。昨日、私、魚見公園に行ってきました。まず下からの上がり口、大きなヤシの木があります。僕は個人的にヤシの木が大好きなんですけど、あのヤシの木、手入れされていません。できません。なぜなら、高所作業車が要ります。これ大変ですよ。またマリンテラスの坂道には太枝が飛び出しています。大型バスの走行を邪魔しています。そして途中、緑色の大きなゴミのコンテナが2つですね、道路上に設置してあって、その神経がちょっと分かりません。汚くて古いゴミ箱が、まずは来訪者をお出迎えしております。

数年前に、魚見公園の看板、案内板が新設されています。まだまだとてもきれいです。実際、公園内に入ってみると、人が来ないのか、踏み倒されてないのか、雑草が伸びていました。コンクリートの展望台、これペンキが剥がれて、スプレーの落書きがしてあるんですよ。とても恐ろしく感じますね。第3展望台があるんです。展望場ですかね。そこまでは、たどり着けそうにありません。手前に林間広場というのがありました。みなさん、ご存知でしょうか。下におりて行くと三つの東屋がありました。あばら家でした。ひどい状況でした。屋根に穴があいていました。男の私でも、大変恐ろしく感じます。人が首をくくっていてもこれはわからないよね。というよ

うな状況なんですよ。

魚見公園は、やはりここは力を入れて整備するべきだと思います。ここからの眺望や夕日は格別です。マリンテラスの宿泊客が食事前の散歩に、まず最初に訪れるのはここじゃないかと思えますので、検討していただきたい、力を入れていただきたいと思えます。

そして城山公園ですが、ここはサクラやツツジと展望の名所ですが、歴史的にも植物学的にも、芦屋町にとって極めて重要な場所であり、次世代へと受け継がれていく神聖な場所だと思います。今のままの管理状況では、確実に桜の花は少なくなっていくと思います。そして、近年、町周辺や花美坂などの宅地開発で、緑の損失や自然環境の悪化が危惧されています。そういうことで、この重要性を明確にしなければなりません。

町長、一つ提案があります。城山は、歴史的な価値が十分に備わっており、山鹿のお殿様、山鹿秀遠は、今でも広く町民に愛されています。上まで登ると、笑われるかもしれませんが、霊的なものを感じます。むやみにここは整備せずに、霊峰として奉ってはどうだろうかと思えます。整備するのをちゅうちょしているのならいっそ関係者以外を立ち入り禁止にして、供養祭などの祭事の時だけ登るようにする。そうすれば城山は、30年後には、立派な芦屋町唯一のパワースポットになるのではないかと思います。

それと、あらゆる樹木に関してですが、一度樹木医による診断をやるべきだと思います。定期的な診断が望ましいですが、今、岡垣町で湯川山の桜並木道、樹木調査を5年かけてやっています。樹木1本1本にナンバーリングをやって、外観を診断して、カルテを作って、MRI、CTなどの測定器があるそうですが、その調査結果や後処理などをまとめた管理台帳をデータ化しているそうです。

街路樹に関しては、事故が起きる前にやらなきゃいけません。目視だけの点検では限界があります。ほかの樹木に関しては、松枯れのように切り倒し、新しく植えればよい問題ではありません。その樹齢に歴史的価値があるのです。

長くなりましたが、ちょっと町長に感想をお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常にあのよく調査され、よくあの的確にご答弁していただいておりますが、そもそもですね、これあのいわゆる行革から始まっているんですね。職員のOBの方もよくご存知と思うんですが。まだ財政豊かな折にはですね、芦屋のいわゆる造園業者さんに、城山はこの業者さん、プロに委託契約しておりました。魚見公園、それから城山、街路樹。私が記憶しておるのは、かなりの金額を業者さんとしておりました。過去において。それは財政豊かなときに、やはり田島議

員言われるように、町民の皆さんは同じ気持ちであったのですね。やはり手入れしないとイケない。城山もきっちりしなくちゃいけないと。

それが行革においてですね、ばっさり、その管理費が削られたわけです。私は、造園業者さんたくさん知っているんですが、早く言えばもう仕事がなくなったわけですよ。それをなんとか元に戻す、管理委託について昔みたいにできないか。それはお金の問題だけではないと思います。やはり業者さんのやはり木を愛する気持ちだとか、そういうような管理はできないという、ジレンマからも私はきておったのではないかと、思っております。

今、まさにいろんな事で曲がり角に来ておるわけですが、今のいろんな街路樹の問題。それから、公園の樹木の問題。それはですね、私は田島議員の意見と同じで、私は町長になりました、そのことにつきまして芦屋町緑化推進協議会というものをつくらせていただきまして、それは何でつくったかという、とにかくそういうつもりはないんでしょうけど、芦屋町は大体計画的に街路樹をつくっておるんだ。町並み、ここはこういう木を植えた方がいい、町のための観光のためにいい、住民のためにいいとかいうような、どうしても計画的につくった、つくったという街路樹ではないというふうに私は感じたわけですが。

例えば、先ほどから出ましたように、ヤマモモ、あれなんかはですね、非常にいろんな問題あるんですが、実がなりまして、2年に1回なるんですね。実が落ちまして非常に汚い。子供が踏む。滑る。道にやまももの実が落ちて車もスリップするかもわからないと。なんでこんなところにヤマモモの木を植える。ちょっとそれはいつも私は言っているんですけど。ということは計画性がもう全然ないわけです。と、私は感じている。

それはもう先人の方は先人の方で、それなりのそのときのお考えで、あの街路樹を植えられたんだと思いますが。できることなら、あれを全部抜いてですね芦屋町の街路樹を全部抜いてきれいに、もう一度白地の中から計画的にやりたいなと思っておるのが、これが私の偽らざる気持ちでございます。まあしかし、これには財源がどうしても、何をするにしても、財源が伴ってくるわけでありませぬ。

そういうことで、緑化推進協議会さんつくらせていただいておりますが、まだそこまでの協議にはいたっていません。だから芦屋町において、もう一度これはもうあのすぐできることではございませんので、長期計画という形のなかでこの街路樹にはこういう木、この道路にはこういう木、まあ芦屋のメインにはこういう木、例えば柏原からマリンテラスから下ずっとあれば、どういう木だとかですね、そういうような何がいいのか。景観もそうです。それから管理もそう。それはやはりプロの方に聞かないと、素人がですね分かりませぬ。今、るる言われましたように、木は人間の性格と一緒にですね、いろんなことがございます。そういう思いがあるということをもまずお話をさせていただきたいと思っております。

それから、魚見公園、城山公園。城山公園につきましてはもう昔から、花見のシーズンでありました。ただ今、桜の木、昔は花見のあそこは中心地であったわけですが、なかなか今の人は城山までですね、花見といえばやっぱり弁当だとか、ビールだとかいろんなものを持って行く。それをもやらなくなって、平地のところでは花見ということで、昔はもうシーズンはあの城山いっぱいなんです、花見の方がおいでになられた。これも時代の流れであろうかなと。しかし、これも先人の方がいろいろつくっていただいております。

それから蛇足になりますが、今あの山鹿秀遠のあそこはですね、山鹿秀遠のみたまを奉っておるみたま、まあ専門用語を言ってあれなんです、年に1回先賢顕彰祭を行っております。まあ議員の方も議長をはじめ区長さんだとか、いろんな方が先賢顕彰祭に入られて、お祭りをやっております。まあそれを宗教法人との関係があるんですね、公金が使えないかどうか、この問題があつて非常に難しい。

それから、大君にあります安徳天皇。大君神社これも非常に、あの平家物語があつたときに、非常に脚光を浴びたんですが、しかしこれも宗教法人ですね。行政の金を使っていろいろやればいいんですけど、これはやはり公金は投入できないと。いろんな問題がそこに付随しておるわけでありまして。

いずれにせよ、今るる田島議員のほうから街路樹、それから主要な魚見、城山公園につきましては、管理につきましては町の観光立町を標榜する町として、非常に重要な問題であると私は認識しております。

今取り組んでおるのは、夏井ヶ浜からずっとはまゆうを植えて、海岸線、芦屋の海岸線までのここを重点的にやっております。それから順次計画的に魚見公園だとか城山公園。魚見公園のその展望台のところも私も昨年行ってまいりまして、同じように感じたわけでございます。

それでいろいろ話したら、あそこは本来ツバキをですね、前の方にちょっと聞いたんですが、ここツバキをいっぱい。ああ、内海議員から聞いたんですね。当時職員であつた。ツバキを大体ずっと植えるつもりやったと。どこにツバキがあるといった話でですね。だから長続きしないんです。ツバキを植えるなら、ツバキをきれいにすればいいんですけど、やらないと。

それは徹底した計画と大事なものは管理。それから財源の問題とこの三つだと思います。まあそういうことにつきまして、芦屋町の街路樹、それからいろんな公園の植樹の種類だとか木の種類、そういうものは広く町民の声をお聞きして、専門家にもお聞きして、今からの町づくりを形成しなければならぬと強く思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

ツバキはですね、いろんなところでツバキロードとってありますね。塩害に強いそうですね。ぜひ実現できたらなと思います。

街路樹は、その他あらゆる樹木は立派な観光資源です。重ねて申し上げまして、次に景観に関する取り組みとして、②ですね。現状と町のお考えをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾

景観という観点からでは、屋外広告物法による、屋外広告物制度では、芦屋町は県知事が指定する市町村区域になりますので、福岡県の屋外広告物ルールと適正化方針による申請許可が必要となります。また、都市計画法による、芦屋都市計画地区計画の決定を行っております。具体的には、魚見地区計画では、観光・文化・保養基地としての環境を整備し、保全することを目的に、建築物等の建築制限や、建築物等の高さ制限を設けております。

このほか、住宅地では花美坂地区計画など、更地の時点で、戸建て住宅を中心とした良好な低層住宅地としての土地利用を図るため、建築物の制限や道路に面する側に設けるものに、生垣などの制限を設けております。

第5次総合振興計画では「景観整備の一貫である街路樹については、整備がすすんでいるものの」、先ほど議員もおっしゃいました「地域特性をいかした工夫や管理が必要。今後とも、住民とともに緑のまちづくりをすすめていく」とあり、「緑地の保全と育成」の項目につきましては、要旨1の町並みの街路樹以外にも、保安林の保全、芦屋海岸の里浜づくり事業、住民の緑化意識の高揚などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

町内の中心部を見渡すと、商売人が思い思いに看板を掲げております。とにかく目立てばいいということで、デザイン性もなく、黄色い看板に赤い文字のなぐり書きで「芦屋に正義を」なんて書いてあります。これは町の美観を損ねているのは言うまでもありません。

以前、私の一般質問で、空き家対策、空き店舗問題やりました。その時指摘したので、廃墟となってる元パチンコ店、シャッター通りの元凶と言われている元大手スーパーの跡地。また、公営スーパーの登場で閉店を余儀なくされた、元中堅スーパー跡地。そして某有名番組、カンブリアとかいうのに取り上げられた、全国的にも有名となった正門通り商店街のシャッター通りなど。

これらが、美しい町並みだとは私は思えません。

芦屋町で、ロケーションの素晴らしいところといいますと、やはり、海浜公園の広大な砂浜と、波津へと続く海岸線。または、先ほどの魚見公園の展望台からの眺望、夕陽や漁火、そして夏井ヶ浜一帯。また、江川台の桜並木。そこからの花火大会も素晴らしいと思います。

その中でも、先ほど町長が触れてくれました、夏井ヶ浜についていくつか質問をします。芦屋町が観光を産業とするためには、ここの方向性をどうするか。命運を分ける重要なところだと思います。その地にはまゆう公園が新設されました。オープンして2年経ち、またいくつか手が加えられました。最近、参道やベンチができました。ソーラーパネル付きの街灯がつき、いくつかの展示物ができております。そこで、はまゆう公園のオープンからのその効果と今後の計画をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

現在、夏井ヶ浜はまゆう公園につきましては、管理等を職員のほう、草刈りについては業者のほうに委託して行っております。この運営状況、開設からにつきましては、やはり春から夏にかけて大変景色や眺望がいいため、多くの方々が公園のほうに来場されているのではないかとこのふうになっております。

それと今年度、先ほど田島議員も言われましたとおり、はまゆう群生地からこの公園にかけての園路を整備しております。その中でまた、夏井ヶ浜はまゆうの群生地に花が咲くころには、また来場者がふえるのではないかと、期待をしております。

今後このルートの中に、弥生式の石棺も出ておりますので、それも観光スポットの一つとして来場者がふえるのではないかとこのふうになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はまゆうが開花するころ、夕陽をバックにしてはまゆうを撮影する人や、漁火を見にやってくるカップルなど、来訪者は昼より夕刻が多いようですね。

ここは恋人の聖地。NPO法人の地域活性化支援センターというところから認定を受けています。代表者はブライダルファッションデザイナーの桂由美さん。

県下で門司港に続き3カ所目ということで、前宣伝で周囲を大いに期待させました。ここに響き愛の鐘があります。これは芦屋釜の鋳物師が作成しました。下から見上げると愛という文字が

見え、なかなか粋な演出だなと思います。

しかし、音を聞いたことがありますか。鐘の音。金を鳴らすと、ゴーンと。後からホオオオオーンとこだまします。まるで仏壇の前にいるようです。なむ一つと手を合わせたくになります。おりんに似ているんですよ。ここはやっぱりウエディングベルだと思うんですよ。鋳物師の2人には本当、ちょっと悪いと思いますが、やはり芦屋鋳物師の専門は、茶釜と梵鐘なんですね。これをですね、夜中に叩きまわる人たちがいる。夜中来てですね。近所の住民は気味が悪いんだよと言うんですよ。

そして、この夕陽をバックに写真を撮ろうとしても、相当後ろから広角レンズじゃないと撮影できないんです。なぜなら、これ真北に建っているんですよ。町のタウンバスに、夕日をバックにした鐘がラッピングされていますが、あれ嘘です。先日行った時に、ソフトクリームが桂由美のプレートやら周辺に投げつけられているんですよ。水で流してあげようと思っても、水道がないんですよ。これ、どうしようもないんですよ。雑草も完璧に整備されてるわけではないし。本当、芦屋町いつもなんか中途半端な物ができるんですよ。

滞在時間は数分。愛を語り合ったら虫に食われます。彼女にへんな虫がついたらいけません。そこそこ退散するんですが、まあ写真撮影に来ている人はちょっと別ですけど、これはまだまだ資本投下が必要な所だと思っています。

そして、駐車場へ戻ると、まず右手に見えるのが、火事の焼け跡のまだ生々しい、元割烹旅館ですね。これおばけ屋敷のようです。入場料とれるぞとよく話題にしています。そして、左手に見えるのがホテル。ホテルポイン・ポイン。ある意味、恋人の聖地です。本物の聖地です。聖の字が違うかもしれませんが。そして、昨年12月に殺人事件に使われた車が、例の町有地に放火され乗り棄てられました。そこであの焼けた、火事の焼け跡の建物は、どれだけ周囲に迷惑をかけてるのでしょうか。

ここ近年、エメラルドグリーンの海の色に魅せられて、さまざまな業種の出店や移住してきた人たちがいます。おしゃれな石鹸工場や、助産院、核となっている大きな魚屋さん。そして毎年大金を花火大会に寄付してくれている資産家さん。また、二つマンションがあります。そこに住んでる人たちもそうなんですよ。そんな彼らがどんな思いをして、今おられるかご存知でしょうか。大変怒っています。せつかくの観光道路が、悲劇となっています。

また、芦屋町にあそこに遊休地となっているあの土地を寄付されたおばあちゃんは、この状況をどのように思っているのでしょうか。

この状況に、火事で焼けたあの宿に、和解の見通しがあるのか。情報があるなら教えていただきたいと思います。

そして、釜風呂跡地は跡地利用の方向性が見えているのか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

夏井ヶ浜はまゆう公園の前の店舗につきましては言われましたとおり、火災により現在店舗を閉鎖しております。25年の11月に所有者のほうに面会をいたしまして、景観上問題があるので対応をお願いしたいということでは、お願いはしておりますけれど、なかなか、いろいろ諸般の事情があって、対応できていないという形で回答をいただいております。26年の3月の13日付けで、再度また文書にて、適正な管理をお願いしたいという形で町のほうではお願いしておりますが、やはり個人の所有物の問題がありますので、なかなか現状のところでは難しい状況になっているというのが今の現状であります。

それと釜風呂跡地につきましては現在、このエリア一帯を夏井ヶ浜の観光エリアという形の中で考えておまして、憩いの広場、公園としての整備を進めていきたいという形で、基本設計及び実施設計を今やっております。これにつきましては7月ごろには工事費の概算が、金額が出るようになっておりますので、公園整備に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず、あそこの火事で焼けた跡の事なんです。非常にわれわれも頭を悩ましておましてですね、いつ行ってもあの状態ですね。とにかく一度あれを解体していただければ、更地にしていただければ、本当にありがたいなあと思っておるんですが。当事者の方といろいろお話をさせていただきました。これ今、保険の関係で裁判になっているということですね、ああそうですか。という事で、個人の所有のもので、財産ですから。それ以上立ち入ることはできません。まあしばらくすると、裁判の結果が出るであろうと。内容については、るるお聞きしていますけど、これは個人情報でございますので、伏せさせていただきます。

それから、釜風呂跡地。課長が申されましたように、今、設計段階でございます。いただいた山田さんにもるる、時々説明に行っています。山田さんはあの土地に非常に愛着を持って、海の銀座と自分たちは呼んでおったということです。ぜひ、あそこにツバキの木を植えてくれということで。「自分が寄付するから。」ということですね、まだ植えるまでいっておりません。それから次の計画もあるのですが、とにかくご高齢なので、ぜひお元気なうちにですね、全部完成しなくてもある程度、完成させてあげたいという気持ちで今やっております。

それから、このモーテルの件につきましては、そこで建築基準法、私もいろいろ調べたのです

が、早く言えば目ざわりですよね。あの一等地にですね。これがあの法の抜け道でいくというか、ビジネスホテルとして建築許可を取っているんですね。レストランがあります。受付がありますということで。それはなんかよく使う手らしいですけど。法の規制がないということで。その後、条例がですね芦屋モーター類似施設の建築規制に関する条例というのが、多分これも前の話ですから、その後につくられたんではないかと思います。かなり規制を入れております。しかし、これも民間のものですからですね。これも手が付けられない。

非常に、今言われたように、あそこ、本当にいろいろ手を加えればすばらしい所なんです、そういうようないろんな問題点があるということもご承知いただきたいと思います。行政が決して怠けておるのではなく、いろいろ調べたり、何か手はないかということで、やっておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

釜風呂跡地はすばらしい構想だと思います。しかし、また公園ができるのかと。狭い町内、一体いくつ公園があるのかなとちょっと懸念もしておりますが。

では、時間もあれですから。

質問最後の③。芦屋町の美しい景観づくりを推進するために、乱開発やでたらめな誇大広告に一定の歯止めをかける規制を設けた景観法に基づく条例の制定は、その考えはないのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾

今ちょっと初めて、その計画に基づく内容ということで、乱開発それと看板ということでお聞きしました。

景観法による条例の制定では、福岡県内で、町並みの保存などを目的に条例を設けているのは、4市あります。

八女市の文化的景観条例、太宰府市の景観と市民遺産を守り育てる条例、うきは市は町並み保存地区保存条例、柳川市の掘割の景観条例です。

また、景観計画を定める条例を設けているのは、福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市の4市です。

このほかにも、中間市など3市が美しいまちづくりということで、景観条例を設けていますが、環境に関するもので、これに屋外広告物、それから都市緑地法の内容を含むものとなっております。

す。

現在、乱開発について、それが景観条例にあたるかどうかということもちょっと今すぐには答えられませんが、将来的に必要性やその問題点など検討することにはなるだろうというふうには思われます。とりあえず今、申し上げられるのはこの程度ということで、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

いろいろと検討していただきたいと思います。

前回の空き家問題や、今回の火災の件に関しましても、従来の規制ではどうにもならないですよ。ましてや、芦屋町の風土や文化に適さない、自分勝手な店舗や看板ですね。これらの問題にしてもそうです。今後、50年、100年後の芦屋町の将来を見据えた町並みや景観をつくっていくことは、現代に生きる私たちの使命であり責務ではないかと思います。芦屋町固有の文化や歴史を重んじ、定住促進や魅力ある観光資源を生かした町づくりを推進するには、やはりある一定の規制を設けた、統一感ある町並み形成していくためには、そのためには必ずや法的規制を持った景観条例が必要になってくると思います。芦屋町の良さや魅力を次世代に引き継いでいくためには、景観行政団体への移行と景観計画の策定をいずれは検討していただきたいと思います。

町長、ちょっとご意見、ご感想お願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

課長もわれわれも景観法ということで、いろいろな形で精査させていただきました。非常に景観法は複雑なんですよね。県の条例もある。景観法はあり、福岡県に景観条例がある。じゃあそれに何が適合しておるのか。何ができるのかということで。今さっき言われましたように、景観法を適応してそれをやっているのが、福岡県でも四つぐらいしかないやないかなと。川に関するものが二つくらいありましたね。それからあと、政令指定都市、北九州にもかなりそういうものが、建物まあ文化財的な要素のですね、昔からの建物、そういうもので規制しているという町並み。

じゃあ振り返って芦屋町にそういう町並みがあるかということで、頭の中で考えたらどこなのかな。例えば昔、芦屋千軒、関千軒と言われたから昔からの商売人の方の町並みが、そのまま残っておるのかなと思っても、それもない。田島議員が言われた米軍ハウスもちょっと私も気をつけて町を見るんですが、あまりないんですよ。確かにわれわれ世代は、よくあれ目にしておりましたので、これは、米軍ハウスだったのか。しかしですね、今はもうほとんど、確かにこれは

米軍ハウスであったけど、ほとんど改築、壁をかえたりとか、屋根をかえたりとかですね。それもあまり見当たらないんですね。まあ今度田島君に聞いてみようかなあと。田島議員が言われたその米軍ハウスはどれを指されておるのかな、どのぶんかなと、ちょっと思ったわけであります。

ということですね、行政といたしましても、景観法という形の中で、非常にこれ複雑な法律でございますので、非常にあの今、運用指針というのが手元にあります。まあその中でいろんな形で精査させていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

景観条例を制定しているところで、身近なところとしては、門司港のレトロ地区。委員会視察で訪れた小樽の小樽運河。長野県の小布施町、これも行きました。委員会で、町並み修復事業見てきました。また伊勢市のおほらい町、ここはかなり有名な所です。平成元年に「伊勢市まちなみ保全条例」を制定し、地域特有の古い町並みをさらに発展させるように、伝統的家屋の再現や維持、無電柱化。これは建物の裏に電線を隠す裏配線と言います。道路の舗装を石畳にするなどを実施して、約10年で来訪者が35万人から356万人に増加したそうです。

そして、一般の企業や商店もこういう景観計画を策定している地域では、これに呼応する形で環境や景観を保全するために協力します。例えば京都では、コンビニの全てが風情を尊重し、看板を黒くしています。そこのコカコーラの自販機も木目調でデザインされています。あと由布院なんかは、木より建物を高く建てることはできませんし、まあ、景観条例の先進地の事例を紹介しました。

るる申し上げましたが、ぜひ次のマニフェストの参考にでもしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時59分散会